

事務事業評価シート

(平成 26 年度実施事業)

| | | | | | |
|-------|--|------|-------|-------|------|
| 事務事業名 | 建築物耐震診断・耐震改修促進指導事業 | | | 事業コード | 0795 |
| 所属コード | 93000 | 課等名 | 建築指導課 | 係名 | 防災係 |
| 課長名 | 上柿 信 | 担当者名 | 石川雅章 | 内線番号 | 7229 |
| 評価分類 | <input checked="" type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 公の施設 <input type="checkbox"/> 大規模公共事業 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 内部管理 | | | | |

1 事務事業の基本情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 概要 (旧総合計画体系における位置づけ)

| | | | | |
|----------------|--|-----------|-------|---|
| 総合計画 体系 (旧) | 施策の柱 | 快適な都市機能 | コード | 7 |
| | 施策 | 快適な住環境の実現 | コード | 3 |
| | 基本事業 | 良好な住宅地の誘導 | コード | 2 |
| 予算費目名 (H26) | 一般会計 (08) 款 (05) 項 (04) 目 既存建築物耐震診断・改修促進事業 (003-01) | | | |
| 特記事項 (H26) | | | | |
| 事業期間 | <input type="checkbox"/> 単年度 <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返 <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度 | 開始年度 | H8 年度 | |
| 根拠法令等 (H26) | 建築物の耐震改修の促進に関する法律 | | | |

(2) 事務事業の概要

建築物の耐震改修の促進に関する法律（通称：耐震改修促進法）」及び「盛岡市耐震改修促進計画」（以下「促進計画」）に基づく指導対象建築物（昭和 56 年の建築基準法改正以前の基準で建てられた学校、病院、百貨店、共同住宅等で一定の規模以上の建築物）の耐震診断・改修等の促進にかかる指導事業。

(3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

平成 7 年の阪神・淡路大震災における建築物の被害の甚大さに鑑み、耐震改修促進法が制定されたことによる。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

平成 17 年 11 月耐震改修促進法の改正があり、国も取り組みを充実させる方針にある。改正法に謳われている耐震改修促進計画（前述の「盛岡市の促進計画」）を、平成 20 年 2 月に策定し、事業の方向性を明確にしたところである。また、小中学校、市営住宅、庁舎等の市有（公共）建築物については、この促進計画の着実な推進を図ることとして、「市有建築物耐震化整備プログラム」を平成 21 年 1 月に策定し耐震化を促進して来たところである。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の後、平成 25 年 11 月耐震改修促進法の改正があり、いっそう耐震化に努めなければならない。

また、H18 年度より実施している「盛岡市木造住宅耐震診断支援事業」及び平成 20 年度より「木造住宅耐震改修支援事業」（国及び県の補助を利用、評価シートは別立て）を実施しており、予算編成上は一つの事務事業にまとめているが、事務事業評価上は別立てで行っているものである。

2 事務事業の実施状況 (Do)

(1) 対象 (誰が, 何が対象か)

多数の者が利用する建築物 (耐震改修促進法第 14 条、耐震改修促進法施行令第 6 条) の所有者又は管理者。

(2) 対象指標 (対象の大きさを示す指標)

| 指標項目 | 単位 | 23 年度 実績 | 24 年度 実績 | 25 年度 実績 | 26 年度 見込み | 26 年度 実績 |
|--|----|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|
| A 多数の者が利用する建築物 (耐震改修促進法第 14 条、耐震改修促進法施行令第 6 条) | 件 | 275 | 275 | 275 | 270 | 270 |
| B | | | | | | |
| C | | | | | | |

(3) 26 年度に実施した主な活動・手順

指導対象建築物等の所有者に対し耐震診断・改修状況のアンケート調査を行い状況把握に努めるとともに、広報パンフレット等による啓発・指導を行った。

(4) 活動指標 (事務事業の活動量を示す指標)

| 指標項目 | 単位 | 23 年度 実績 | 24 年度 実績 | 25 年度 実績 | 26 年度 目標値 | 26 年度 実績 |
|--|----|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|
| A 多数の者が利用する建築物 (耐震改修促進法第 14 条、耐震改修促進法施行令第 6 条) | 件 | 275 | 275 | 275 | 270 | 270 |
| B | | | | | | |
| C | | | | | | |

(5) 意図 (対象をどのように変えるのか)

対象となる建築物の耐震診断及び耐震改修等の促進を図ることによって、震災時の建築物の倒壊等を防止することで、市民の安全・安心に繋げる。

(6) 成果指標 (意図の達成度を示す指標)

| 指標項目 | 性格 | 単位 | 23 年度 実績 | 24 年度 実績 | 25 年度 実績 | 26 年度 目標値 | 26 年度 実績 |
|----------------------|--|----|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|
| A 耐震診断件数 (アンケート調査結果) | <input type="checkbox"/> 上げる <input type="checkbox"/> 下げる <input checked="" type="checkbox"/> 維持 | 件 | 3 | 0 | 1 | 5 | 3 |
| B 耐震改修件数 (アンケート調査結果) | <input type="checkbox"/> 上げる <input type="checkbox"/> 下げる <input checked="" type="checkbox"/> 維持 | 件 | 1 | 0 | 0 | 5 | 0 |
| C 解体件数 (アンケート調査結果) | <input type="checkbox"/> 上げる <input type="checkbox"/> 下げる <input checked="" type="checkbox"/> 維持 | 件 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(7) 事業費

| 項目 | 財源内訳 | 単位 | 23年度 実績 | 24年度 実績 | 25年度 実績 | 26年度 計画 | 26年度 実績 |
|-----|------------------|----|------------|------------|------------|------------|------------|
| 事業費 | ①国 | 千円 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | ②県 | 千円 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | ③地方債 | 千円 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | ④一般財源 | 千円 | 46 | 46 | 46 | 36 | 36 |
| | ⑤その他() | 千円 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | A 小計 ①～⑤ | 千円 | 46 | 46 | 46 | 36 | 36 |
| 人件費 | ⑥延べ業務時間数 | 時間 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 |
| | B 職員人件費 ⑥×4,000円 | 千円 | 800 | 800 | 800 | 800 | 800 |
| 計 | トータルコスト A+B | 千円 | 846 | 846 | 846 | 846 | 846 |
| 備考 | | | | | | | |

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価 (評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要)

① 施策体系との整合性

⇒本事業の意図は、総合計画の施策の目的に結びついている。

理由：不特定多数の市民が利用する建築物の所有者等の耐震対策への意識を高め、耐震診断・改修等を促進することは、震災時の被害を最小限に留め市民の生命・財産を守ること及び都市機能の確保に繋がる。

② 市の関与の妥当性

⇒本事業への市の関与は妥当である。

「妥当」とする理由：法定事務である

③ 対象の妥当性

⇒本事業の対象の範囲は意図の達成のために妥当である。

「妥当」とする理由：法定事務である

④ 廃止・休止の影響

⇒本事業を廃止・休止した場合、施策の成果達成に影響がある。

その内容：盛岡市耐震改修促進計画（平成20年2月策定）」に基づく、市有建築物の耐震化率の目標達成が困難になる他、民間については指導対象建築物並びに特定建築物の所有者等の耐震対策への意識が低下し、それらの建築物についての耐震化状況の把握が出来なくなることは、今後も予想される震災時の被害を最小限に抑え都市機能を維持することも困難となる。

(2) 有効性評価（成果の向上余地）

⇒本事業の成果をさらに向上する余地はない。

理由：当市の市有建築物に関しては、「市有建築物耐震化整備プログラム（平成 21 年 1 月策定）」により計画的な耐震化が期待できるが、民間建築物（指示対象建築物）や木造住宅については、経済状況等が影響するため計画的な促進に結びつきにくい。

(3) 公平性評価（評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要）

⇒本事業では特定の受益者は無く、公平・公正である。

(4) 効率性評価

⇒本事業の事業費及び人件費の削減の余地はない。

理由：事業費は最小限の啓発用パンフレットなどの費用であり削減できない。また、人員については、最小限のアンケート調査及び啓発などの現地指導する人員の体制の整備も必要であり削減できない。

4 事務事業の改革案 (Plan)

(1) 概要（新しい総合計画体系における位置付け）

| | | | | |
|---------------|-----------|--------------|-----|------|
| 総合計画 体系（新） | 施策（方針） | 都市基盤施設の維持・強化 | コード | 26 |
| | 小施策（推進項目） | 良好な住宅地の誘導 | コード | 26-1 |

(2) 改革改善の方向性

県、他市町村及び岩手県建築士会等関係建築団体と連携した、耐震化の促進。

(3) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

市有建築物又は民間建築物においても耐震化のための費用の捻出は大きな課題である。今後促進化の進捗が鈍るようであれば、国庫補助制度の一層の拡充、盛岡市独自の補助制度の制定等思案する必要がある。

5 課長意見

(1) 今後の方向性

- 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

多数の者が利用する民間及び市有建築物において、耐震性が確保されていることが重要であり、耐震診断や耐震改修の必要性をさらに周知し推進するように努める。